

民間自主規格の制定，一部改定について

日電規委 28 第 0042 号
平成 29 年 1 月 23 日
日本電気技術規格委員会幹事

日本電気技術規格委員会では，民間自主規格の制定，一部改定について，平成 29 年 3 月の委員会で審議・評価することを予定していますのでお知らせいたします。ご意見のある方は，理由を付して文書でご提出ください。

1. 件名

- (1) 「系統連系規程」(JESC E0019)の一部改定について
- (2) 「風力発電設備の定期点検指針」(JESC V00XX)の制定について
- (3) 「内線規程」(JESC E0005)の一部改定について

2. 案件の趣旨，目的，内容等について

- (1) 「系統連系規程」(JESC E0019)の一部改定について

a. 要請した委員会

系統連系専門部会（事務局：一般社団法人 日本電気協会）

b. 趣旨，目的，内容等

「系統連系規程」(JESC E0019(2016))は，分散型電源の系統連系関係の業務に従事される方々が系統連系に関する協議を円滑に進められるよう，「電気設備の技術基準の解釈」及び「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」の内容をより具体的に定めた民間自主規格です。

今回の一部改定では，平成 28 年度の検討項目である以下の事項を反映しました。

- ・地絡過電圧リレーの不要動作時の自動復帰に関する規定の追加
- ・未発電時の系統事故時における発電設備等の安全装置の明確化
- ・連系協議における太陽光発電システム用大容量パワーコンディショナ
のミニモデルによる評価方法の規定の追加
- ・低圧連系における電圧上昇対策（力率一定制御）の追加
- ・特別高圧電線路他における短絡容量の計算方法に関する規定の追加

- (2) 「風力発電設備の定期点検指針」(JESC V00XX)の制定について

a. 要請した委員会

発電電専門部会（事務局：一般社団法人 日本電気協会）

b. 趣旨, 目的, 内容等

「風力発電設備の定期点検指針」(JESC V00XX)は, 風力発電設備の定期事業者検査制度が平成 29 年度から施行されることに伴い, 定期事業者検査に係る点検の方法を具体的に定めた民間自主規格です。

(3) 「内線規程」(JESC E0005)の一部改定について

a. 要請した委員会

需要設備専門部会 (事務局: 一般社団法人 日本電気協会)

b. 趣旨, 目的, 内容等

「内線規程」(JESC E0005(2016))は, 需要場所における電気工作物の設計, 施工, 維持, 検査の業務に従事する方々が, 保安上守るべき技術的事項を定めた民間自主規格です。

今回の一部改定では, AC モジュールを用いた系統連系型小出力太陽光発電設備の施設の規定を追加しました。AC モジュールとは, 太陽電池モジュール 1 枚毎に直流を交流に変換する小型のパワーコンディショナ (系統連系保護機能付きのインバータ) を太陽電池モジュール裏面などに取り付けたものです。なお, 系統連系規程 (JESC E0019(2016))では, AC モジュールによる系統連系時の保護装置の構成例などが規定されています。

3. 規格の発行の予定

平成 29 年 3 月以降

4. 問い合わせ先・意見提出先

以下に示す問い合わせ先で, 関連資料の閲覧が可能です。また, 郵送や電子メールによる資料の送付も行っていますので, その際はお問い合わせください。ただし, 郵送をご希望の場合, コピー代及び郵送料については実費のご負担をお願いいたします。

(問い合わせ先・意見提出先)

日本電気技術規格委員会 事務局 (一般社団法人 日本電気協会 技術部)

住所: 〒100-0006 東京都千代田区有楽町 1-7-1 有楽町電気ビル北館 4 階

電話: 03-3216-0553 (内線 270)

ファックス: 03-3216-3997

電子メール: 委員会の HP (<http://www.jesc.gr.jp>) の「お問い合わせ」フォームからお願いいたします。

5. 意見提出期間

受付開始日: 平成 29 年 1 月 23 日 (月)

受付終了日：平成 29 年 2 月 21 日（火）

6. 注意事項

ご意見は、氏名・連絡先（住所、電話番号、ファックス番号又は電子メールアドレス）を明記の上、書面又は電子メールにてご提出ください。

また、いただきましたご意見等につきましては、連絡先を除き、ご意見の要約又は全てが公開される可能性があることをご了承ください。

備考：日本電気技術規格委員会は、電気事業法の審査基準に引用されるような民間規格・基準等を審議、承認する公正・中立な民間規格評価機関として、平成 9 年に設立された委員会で、上記案件は、委員会の規約に基づいて公表するものです。